

S B I 子ども希望財団児童養護施設職員研修

(東日本第 20 回)

～虐待を受けた子どもの治療的養育の確立をめざして～

実施要綱

主催 公益財団法人 S B I 子ども希望財団

1. 目的及び研修要旨

子どもの虐待が社会問題化する中、虐待を理由に家族から分離される子どもが年々増加しています。ご存知のように、こうした子ども達のうちで深刻な虐待のために家族での養育が困難な子どもの大半は、児童養護施設において社会的養護を受けることになります。今や児童養護施設は、虐待を受けた子どもの専門養育機関となっていると言っても過言ではありません。

我が国の社会的養護は、戦後の孤児対策として立ち上げられた収容保護パラダイムのまま、今もなお、大きく変革されずにあります。こうした中、児童養護施設のケアワークは、依然として「衣・食・住と適度なしつけ」の提供を中心とした「単純養護」を基本として行われているのが現状です。

しかし、こうしたケアワークのあり方では、虐待を受けた子どもにとってその影響から回復するための十分なケアを提供できないばかりか、時には施設において、施設内虐待につながるような不適切な養育に子ども達がおかれてしまう場合も考えられます。2009年4月に施行された改正児童福祉法では、施設における不適切な養育が、初めて「被措置児童等虐待」として位置づけられ、自治体や施設等に適切な認識と対応が求められることになりました。

また、2016年6月に成立した改正児童福祉法は、初めて「子どもの権利」の保障に言及し、これまで曖昧だった法の理念を明確にしました。さらに、法改正によって設置された厚生労働省の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」は、2017年8月に、わが国の子ども虐待への社会的対応システムの大転換や、それに伴う児童養護施設の機能等の抜本的な改革を求める内容を含んだ報告書を公表しました。この新たに示された社会的養育のヴィジョンにおいて、児童養護施設は、虐待やネグレクトなどの不適切な養育に起因する深刻な情緒的問題や行動上の問題を抱えた子どもを対象とした、高度な専門的機能を備えた治療型施設への転換が求められています。

児童養護施設がこうした専門的機能を担っていくためには、虐待やネグレクトなどの不適切な養育が子どもに与える心理的・精神的影響の理解や、その理解に基づいたケア技術によって構成される『治療的養育』が求められます。さらに、子どもの家族への支援などを含むソーシャルワーク機能の強化も不可欠です。

本研修会は、児童養護施設に勤務するケアワーカーを対象として、虐待を受けた子どもに治療的養育を提供し、また、家族へのソーシャルワーク支援を行う上で必要となる知識及び技術の習得をめざしたオン・ザ・ジョブ・トレーニングです。

2. 主催

公益財団法人SBI子ども希望財団

3. 研修日程について

本研修では、より良い効果を得るために、全6日間の日程を前期・後期に分けて実施します。前期・後期の日程は以下の通りです。

後期研修前に、前期の振り返りと後期研修に向けての自己課題をレポートにてご提出していただきます。

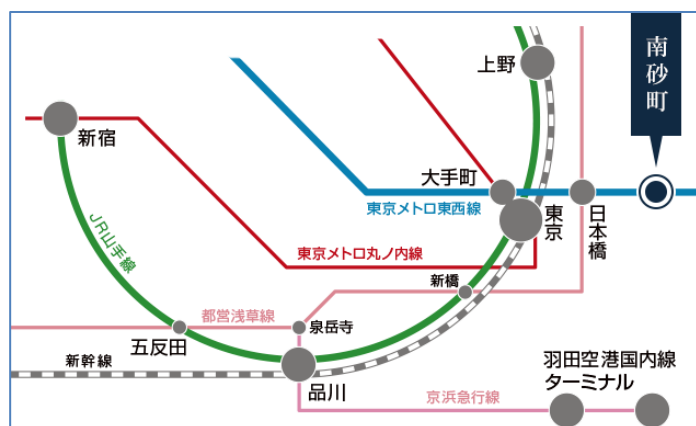
《前期》2024年5月18日（土）～ 5月20日（月）3日間

《後期》2024年11月23日（土）～ 11月25日（月）3日間

4. 研修場所

L stay & grow 南砂町

東京都江東区南砂 7-10-14 TEL : 03-6821-0055



【アクセス】

- ・東京メトロ東西線「南砂町」駅より 徒歩 5 分
- ・東京「大手町」駅より 電車で約 20 分
- ・羽田空港から 電車で約 1 時間



5. 研修内容 《前期》

【第1日目】

時間	項 目	内 容
13:00～ 13:30	オープニング	本研修の趣旨説明とオリエンテーション
13:30～ 15:00	講義 1 子ども虐待の現状・課題と求められる新たな子ども家庭福祉：保護から養育へのパラダイムシフト	児童相談所が対応する虐待相談の件数は、初めて統計が取られた 1990 年以降、年々増加し、2015 年度には初めて 10 万件を超えた。また、虐待やネグレクトによる子どもの死亡件数は、年間 50 人程度という国の認識をはるかに超える 350～500 人程度であると推定した調査結果が相次いで公表された。このように、子ども虐待の問題は、わが国の子ども家庭福祉の根幹を揺るがすものであるといっても過言ではない。こうした現状に対応すべく、厚生労働省は、2016 年 6 月に児童福祉法の大規模な改正を行い、この改正を受けて設置された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」は、2017 年 8 月に、基礎自治体の子ども・家庭支援体制の強化、社会的養護を必要とする子どもの家庭養育（里親家庭、養子縁組家庭）の原則の徹底、施設の治療機能の強化と高度専門化等を中心とする報告書を公表した。本報告書は、わが国の子ども虐待への社会的対応システムにコペルニクスの転回を求めるものであり、戦後の戦災孤児対策を端緒とした児童養護施設のあり方の抜本的な改革を迫るものである。本講義では、改正児童福祉法の理念や上記報告書の骨子を読み解き、今後の児童養護施設のあり方を模索する。
15:15～ 16:45	講義 2 施設における生活支援：ケアワークの基礎	社会的養護のサービスを受ける子どもの大半は幼少期を機能不全家庭で育っており、安心感と安全感を備えた家庭生活を経験してきていない。こうした子どもを養育する施設には、子どもを「適切に育むための生活」が求められる。本講義では、通常意識されることの少ない「生活」の持つ養育力に着目し、生活支援（生活臨床）の基礎を学ぶ。
17:00～ 18:30	講義 3 子ども虐待とアタッチメント（愛着）をめぐる問題	虐待という体験は、幼少期の子どもの適切な認知的・情緒的発達にとって欠かせないアタッチメントに重大な影響を与える。社会的養育の対象となる子どもへの養育には、このアタッチメントの問題の修正が不可欠となる。本講義では、アタッチメント及びアタッチメント関連障害について、臨床心理学・小児精神医学の観点からの理解を深める。

【第2日目】

時間	項 目	内 容
9:00～ 10:30	講義 4 児童養護施設で暮らす子どもの心理・行動の特徴	児童養護施設で暮らす子どもたちは、その幼少期から親との分離・喪失や保護者からの虐待など、心理・精神的影響を与えるような深刻な体験を重ねてきている。こうした子どもを適切に養育するためには、これらトラウマ性の体験の影響を十分に理解する必要がある。本講義では施設で暮らす子どもの心理的特徴について理解を深める。
10:45～ 12:15	演習 1 施設における生活支援の現状	本演習では、これまでの講義を受けて、小グループによるディスカッションを通して自分たちの施設現場における「生活」のあり方を再検討する。
13:15～ 13:35	インフォメーション	SBI 子ども希望財団からのご案内
13:35～ 15:05	講義 5 カウンセリングの基礎：子どもの話を聴くには	子どもの呈するさまざまな問題行動に適切に対応するためには、まず、子どもの話をしっかりと聴く必要がある。本講義では、そのためのカウンセリングの基礎技術を理解する。また、講師によるロールプレイも予定している。
15:20～ 18:50	シンポジウム 「子ども虐待と児童養護施設における支援・治療の実践」	講師陣によるシンポジウム、各講師の日常の臨床実践や臨床研究を通して、今後、児童養護施設に求められるさまざまな養育や治療上の課題に関して論議を深める。
19:00～ 20:30	懇親会	講義・演習にて補えなかった事、講師の先生方や他施設職員との交流をお楽しみ下さい。

【第3日目】

時間	項 目	内 容
9:00～ 10:30	講義 6 虐待を受けた子どもの治療的養育のあり方：その1 総論	虐待を受けた子どもに対して日常生活において提供される治療的養育は、子どもの対人関係のパターンや感情調整障害などへの修正的な働きかけを中心とした修正的接近を基礎とする。本講義では、こうした修正的接近の理論及び実践の全体像を学ぶ。
10:45～ 12:15	演習 2 治療的養育の技術：ビデオと小グループによる討議	本演習では、虐待を受けた子どもが日常生活で呈する「パニック状態」（感情調整障害）を紹介した全国児童養護施設協議会製作の研修ビデオを活用し、小グループによる討議を通して参加者が日頃のケアワーク実践を振り返る。
13:15～ 14:45	講義 7 虐待を受けた子どもの治療的養育のあり方：その2 各論	講義 6 及び演習 2 を受け、子どもの呈するさまざまな「問題」への適切な対応のための個々のケア技術に関する理解を深める。
15:00～ 16:30	演習 3 まとめの討議と後期に向けた課題	全体の討議により、前期研修のまとめを行い、あわせて、参加者それぞれの後期に向けた課題を明確にする。
16:30～ 17:00	クロージング	財団からのお知らせ・後期へ向けたオリエンテーション

6. 研修講師陣

日本虐待防止学会、子どもの虐待防止センター所属の講師陣や児童養護施設関係者、児童精神科医等

7. 研修募集人員

50名（東日本地域所在の児童養護施設より募集）

8. 参加要件

- ① 児童養護施設において、ケアワーク経験3年以上の者
原則として年齢が45歳以下の者（2024年5月18日現在）
- ② 本研修内容に強い関心を持ち、意欲と責任のある者
- ③ 心身ともに健康で、前期・後期研修を 必ず全日程受講 できる者
- ④ 今後も引き続いて児童養護に貢献できる者

9. 選考方法

参加要件及び提出書類等に基づき、当財団選考委員会において審査、選考する。

10. 応募要領

応募の受付は、各施設1名とさせていただきます。

下記の要領で「課題レポート」を作成の上、応募専用WEBフォームにて必要事項をご入力していただき、WEBから課題レポートを送信してください。

<課題レポート>

テーマ「児童養護施設における現状と課題」

作成要領：児童養護施設に入所している子どもたちの抱える心理・行動面等の問題や、児童養護施設が今後果たしていくべき社会的役割・課題について、応募者が日頃のケアワーク業務を通して感じていること、考えていることを、A4（縦）サイズ用紙にパソコンで横書き 1600 字程度（1行40字×40行）にまとめること。

レポートには右上に施設名及び氏名を明記してください。※手書き不可

応募は専用WEBフォームにて受付いたします

① 本研修の申込み専用 WEB サイトへアクセスしてください

SBI子ども希望財団のホームページ (<https://www.sbigroup.co.jp/zaidan/>) に掲載中の「児童養護施設職員研修」申込ページにアクセスして下さい。

こちらの「研修概要、申し込み」をクリックしていただき、「児童養護施設職員研修」申込ページにお進みください。

「東日本第20回研修」の応募フォームをクリックしてください。

こちらのQRコードを読み取っていただいても、申込ページにアクセスできます。



② 必要事項を入力してください

- 参加ご希望者の基本情報（氏名、性別、生年月日）
- 勤務先施設情報（施設名、郵便番号、住所、電話番号、連絡先メールアドレス（個人のメールアドレスでも可））
- 参加ご希望者の経歴情報（職種、児童養護施設におけるケアワーク経験年数、学歴、職歴、資格）
- 課題レポートのアップロード（※事前にご作成の上、お申込み下さい）
- 備考欄（ご連絡事項等あればご記入下さい）

③ 確認後、送信ボタンを押してください

- 入力内容を確認し、送信ボタンを押してください（送信ボタンを押さないと、入力内容が送信されません）
 - 正常に送信が完了しましたら、入力されたメールアドレス宛に受付完了メールが届きます。もしメールが届かない場合は、エラーで送信できていない可能性がありますので、SBI 子ども希望財団までご連絡下さい。
 - 合否結果はご入力いただいた施設住所宛に郵送にてお送りいたします。
- また、ご参加いただく方には、参加者名簿等作成のための情報（自己紹介文の入力や顔写真の送信）等をご提供していただくためのWEBフォームを別途ご案内いたします。

1 1. 応募締切

2024 年 3 月 26 日（火） 13:00 WEB 受付終了

- * 提出していただいた書類は当方の責任で処分し、返却いたしませんのでご了承願います。
- * 選抜結果は、4 月中旬頃に当財団より通知書を郵送いたします。

1 2. 費用負担

研修費、宿泊費（食事含）、移動交通費等の費用は、主催者である公益財団法人 S B I 子ども希望財団が負担します。

※各施設から会場までの移動交通費は事前にお立替えいただき、後日に精算いたします。研修初日に、往復の移動交通費等の領収証提出をお願いしております。

※原則として、参加者の費用負担の無い指定のホテルへのご宿泊をお願いしています。

- ・ 指定ホテルに宿泊する方→研修参加費と交通費（勤務先施設等からの 1 往復分）、宿泊費、研修中の食事（初日夕食・2 日目朝食・昼食・懇親会・3 日目朝食・昼食）は当財団で負担します。
- ・ 指定ホテルに宿泊しない方→ご自身で宿泊先等の手配をお願いします。宿泊費は当財団で負担いたしません。研修参加費と交通費、研修中の食事（初日夕食・2 日目昼食・懇親会・3 日目昼食）は当財団で負担します。

1 3. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の状況や天災地変等により、当研修の実施が困難な場合は、当研修の延期もしくは実施可否を再考させていただく場合があります。
- ・ 研修プログラム及び研修講師陣は、若干変更する可能性があります。
- ・ 講師及び他の研修受講者に迷惑を及ぼしたとき、又は当研修の円滑な実施を妨げる恐れがあると当財団が判断する場合、参加をお断りする場合があります。

1 4. 研修についての問い合わせ先

（受付時間：平日 10:00～17:00）

〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー19F

公益財団法人 S B I 子ども希望財団

TEL：03-6229-1003

E-mail：sbichildren@sbigroup.co.jp

以上